

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

中小企業の交際費課税を強化

平成6年度の税制改正案によると、中小企業の交際費課税が更に強化されることとなった。

現在、資本金が5,000万円を超える企業については、損金算入枠が設けられておらず、その支出した交際費は100%課税対象に取り込まれているが、資本金5,000万円以下の中小企業には、一定の損金算入限度額が設定されており、限度額以下の金額については損金算入が認められている。

今回の改正は、この損金算入限度額以下の部分についても、支出額の10%相当額を損金不算入とするもの。

中小企業の損金算入枠は、

- ・資本金1,000万円以下の法人
400万円
- ・資本金1,000万円超
5,000万円以下の法人
300万円

とされており、この部分の金額の10%が課税されることになる。例えば、資本金1,000万円の企業が500万円の交際費を支出すると、従来は100万円が損金不算入とされていたが、今回の改正で、100万円プラス400万円の10%、40万円の合計140万円が損金不算入とされることになる。

- ・定額控除以下の支出の場合
(交際費支出額の10%)
- ・定額控除を超える支出の場合
(支出額 - 定額控除額)
+ (定額控除額 × 10%)

